

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

石垣市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

沖縄県石垣市

3 地域再生計画の区域

沖縄県石垣市の全域

4 地域再生計画の目標

【地理的及び自然的特性】

本市は、琉球弧及び日本列島の最南西端に位置する八重山諸島の拠点であり、沖縄県第3位の面積を有する石垣島と尖閣諸島で構成されている。東京都とは約1,960 km、台湾（台北）とは約280kmの距離に位置する国境の離島である。石垣島は県下最高峰となる於茂登岳（標高526m）を有し、延長約184kmの海岸線には世界有数のサンゴ礁が発達している。亜熱帯海洋性気候であることから年間を通じて温暖で、陸域・海域ともに貴重な野生動植物などが多く存在する。また、市内には多くの史跡・名勝天然記念物等の文化遺産や織り物・焼き物等の工芸のほか、「とうばら一ま」をはじめとする八重山民謡・舞踏など特有の伝統文化を有している。

【産業】

産業については、平成28年の産業大分類別に見た売上高（企業単位）の構成比が、「卸売業、小売業」が412億円（28.9%）と最も多く、次いで「建設業」294億円（20.7%）、「宿泊業、飲食サービス業」157億円（11.0%）となっている。産業別就業者についても、観光産業を軸とした第3次産業の割合が最も高く、次いで第2次産業といった構造となっている。第1産業についても、パインやマンゴー、甘しょ、石垣牛など本市の魅力を支える重要な産業である。

【人口】

本市の人口は、国勢調査ベースで2015年に47,564人となっている。住民基本台帳によると令和3年1月には49,839人となっている。将来人口推計は国立社会保障・人口問題研究所によると、2020年をピークに減少傾向にあり、2060年には42,222人と2015年から10%以上の減少が想定されている。さらには、年齢3区分別でも、年少人口は2015年の18%から2060年は16%、生産年齢人口は2015年の63%から2060年は51%と減少する一方、老年人口は2015年の19%から2060年は33%と増加し、少子高齢化が進展することが想定されている。

本市の自然動態をみると、出生数は2017年に下落したが、ほぼ横ばいで推移しているが、死亡数は緩やかな増加傾向にあり、自然増加数は縮小する傾向にあるものの、2019年には149人の自然増となっている。本市における近年の合計特殊出生率は、全国で最も高い沖縄県の値を超える値で推移しており、2016年には人口置換水準(2.07)に達したが、その後は減少傾向がみられ2018年には1.92となっている。また、近年は有配偶率の低下(未婚化・晩婚化)や離別率の上昇傾向がみられる。この傾向が続いた場合、今後の合計特殊出生率の低下が懸念される。

本市の社会動態をみると、バブル経済や移住ブーム等の全国的な景気動向の影響を受けながら、転入超過と転出超過を繰り返してきた。1992年のバブル崩壊時には▲394人の社会減、移住ブームの時期には2006年に417人の社会増、直近では2019年に123人の社会増となっている。

このように、本市の人口は、社会増減の変動を自然増でカバーながら人口増加基調を維持してきたが、自然増加数の減少とともに、近年は社会増減の影響を受けやすくなっている。高齢化の進行や年少人口の減少傾向を踏まえると、今後の社会動態の動向次第で人口減少局面を迎えることも想定される。

【地域の課題】

将来的な人口減少や少子高齢化が起きれば、都市機能(医療・福祉・商業等)の撤退・縮小による生活利便性の低下、地域コミュニティ(島の共同体社会)の維持・伝統文化等の継承の停止、経済規模の縮小による税収の減少、公共サービス水準の低下、年少人口の減少に伴う学校統廃合、子育て環境の低下など様々な影響が懸念される。

【基本目標】

この状況を改善していくためには、自然増減・社会増減の両面で、これまでの地域創生施策を継続して行うほか、新たな課題に対応した取り組みを連携して行うことが求められる。

具体的には、市民の出産に関する希望を叶え、安心して出産・子育てできる環境づくりが必要となる。また、島内に大学や専門学校がないことから、高校卒業時の進学等に伴う流出超過が起こるため、これを抑制するとともに、流出した場合に再び本市に戻ってくるような取り組み（Uターンの推進）が求められる。併せて、本市の魅力を再発掘し発信することや地域を活性化することで、本市のコアなファンを獲得（関係人口の増加）、移住・定住施策の促進（Iターンの推進）を図っていく。また、新型コロナウイルスによる影響に注意しつつ、各種産業の再興を図り、社会変化（テレワークの推進等）に対応した取り組みを行っていくとともに、SDGs等新たな時代の流れを力に変えながら、各種施策を横断的に推進していく。これらの取組を推進するにあたって、次の項目を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標1 新たな産業や稼ぐ産業をつくとともに、「安心して働ける」まち
- ・基本目標2 豊かな自然や文化を守り、「ここで暮らしたいと実感できる」まち
- ・基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、「安心して子育てができる」まち
- ・基本目標4 新しい時代の流れを取り入れた「持続可能な」まち

【数値目標】

| 5-2の ①に掲げる事業 | KPI | 現状値 (計画開始時点) | 目標値 (2024年度) | 達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標 |
|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| ア | 有効求人倍率（年度平均） | 1.68 | 1.61 | 基本目標1 |
| イ | 人口の社会増減数（累計） | 123人 | 0人以上 | 基本目標2 |
| ウ | 合計特殊出生率 | 1.92 | 2.47 | 基本目標3 |

| | | | | |
|---|------------------|----|---------------|-------|
| エ | 石垣SDGs認証取得事業者の割合 | 0% | 5% (年間1%増) | 基本目標4 |
|---|------------------|----|---------------|-------|

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

石垣市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 新たな産業や稼ぐ産業をつくとともに「安心して働ける」まちをつくる事業
- イ 豊かな自然や文化を守り「ここで暮らしたいと実感できる」まちをつくる事業
- ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえ「安心して子育てができる」まちをつくる事業
- エ 新しい時代の流れを取り入れた「持続可能な」まちをつくる事業

② 事業の内容

- ア 新たな産業や稼ぐ産業をつくとともに「安心して働ける」まちをつくる事業

豊かな自然環境や独自の芸能文化等の地域の強み・特色を活かした観光産業や農林水産業等の更なる振興・創出を行い、担い手となる若い世代を中心とした雇用の確保・促進、未来を担う若者の人材育成を図る事業。

【具体的な事業】

- ・体験型観光コンテンツや特産品等を創出・ブランド化する事業
- ・地域の学生等が社会で活躍できるよう人材育成する事業 等
- イ 豊かな自然や文化を守り「ここで暮らしたいと実感できる」まちをつくる事業

る事業

地域資源を保全、活用、掘り起しながら、豊かな自然、文化に包まれた本市の魅力を発信することで、本市と継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大、移住・定住を推進する事業。

【具体的な事業】

- ・本市独自の美しい自然や豊かな文化を守り学ぶ事業
- ・本市の魅力を発信しファンを増やす事業 等

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえ「安心して子育てができる」まちをつくる事業

本市の人口を安定させていくため、市民の希望出生率を叶え、結婚、出産、子育ての各段階に応じ、切れ目のない支援を総合的に行い、安心して子育てができる環境を整備する事業。

【具体的な事業】

- ・若者の結婚を応援・支援する事業
- ・子育てと仕事が両立できるよう環境を整備する事業 等

エ 新しい時代の流れを取り入れた「持続可能な」まちをつくる事業

持続可能なまちづくりに向け「石垣市SDGs未来都市計画」の推進や地域におけるSociety5.0の推進に向けた情報通信基盤等の環境整備・未来技術の活用に取り組み、感染症や災害に対し、しなやかに対応できる社会基盤を創出・強化し持続可能な地域を目指す事業。

【具体的な事業】

- ・SDGsの取り組みの輪を広げる事業
- ・AIの活用やテレワーク等デジタル化を推進する事業 等

※ なお、詳細は第2期 石垣市地域創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,400,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度6月に外部有識者で構成される石垣市地域創生推進会議による効

果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに石垣市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ **事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで